

【令和2年度 事故防止機器購入(リース)にかかる助成要領】

1、目的 事業用トラックによる事故防止を推進するため、「事故防止機器」購入(リース)にあたって購入経費の一部を助成し、その普及促進を図る。

2、助成対象者 対人契約組合員

3、助成対象機器 ・ドライブレコーダー (ドラレコ単体)
・デジタルタコグラフ (デジタコ単体)
・ドラレコ・デジタコ (一体型)

※全機器とも令和2年(2020年)1月1日以降に購入した機器が助成対象となります。

4、機器助成の範囲及び金額

助成台数は、令和2年(2020年)3月末対人契約台数により決定します。

(下記区分別台数表参考)

助成金額は1台あたり10,000円以上の機器を購入した場合は10,000円。

購入金額が10,000円を下回る場合は購入実費金額を助成。

※ ドラレコ・デジタコ(一体型)も1万円限度です。(2種類の機器としての助成はいたしません。)

● 機器購入についてトラック協会助成との重複利用も認めます。

区分別助成台数表

区分	令和2年(2020年)3月末対人契約台数	助成台数
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	対人契約台数

申請は、下記 ①+②に『助成金申請書 助成申請内訳書』を添えて郵送申請願います。

① 品名・購入個数・購入金額がわかる
『見積書・請求書・業者の装着証明書』のいずれかのコピー。

② 『領収書・振込書・物品納品書』のいずれかのコピー。
リースの場合は『リース契約書』のコピー。

※ 車検証の添付は不要です。

申請書等用紙は、近畿交通共済ホームページよりダウンロードできます。